

交野市設計施工一体方式における低入札価格調査実施マニュアル

(趣旨)

第1条 このマニュアルは、交野市設計施工一体方式低入札価格調査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく低入札価格調査（以下「本調査」という。）を実施する際の調査方法等の必要な事項を定めるものとする。

(調査対象者)

第2条 本調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は、落札候補者になった者のうち入札価格が調査基準価格と失格基準価格の範囲内である者とする。

2 共同企業体等の複数企業から構成される者（以下「JV等」という。）が調査対象者となった場合は、構成企業の担当分野に応じて本調査を行うものとする。

(調査方法)

第3条 本調査は次の各号に定める方法に基づき実施する。

- (1) 本調査は、入札が執行された日から実施する。
- (2) 本調査は、次の手順で実施する。

ア 入札執行者は、落札候補者の入札価格が調査基準価格と失格基準価格の範囲内であることを確認したとき、当該落札候補者が調査対象者となった旨を通知し、調査書類（様式第1号から様式第15号までを封筒に入れて使用印にて封印。）を15部作成し、あらかじめ指定した日に提出するよう求める。なお、提出時における入札に係る質問などは一切受け付けない。また、開封、点検も行わない。

イ 低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、必要に応じて調査資料の受領後2～3日後を目途に調査対象者から事情聴取を実施する。なお、事情聴取は、原則として調査対象者の責任者（支店長、営業所長等）から行う。

(必要な資料及び調査内容)

第4条 調査対象者は、対象案件の契約内容に適合した履行ができる旨を証する調査書類を市に提出しなければならない。但し、調査対象者がJV等であった場合は、担当分野に合わせた形で調査書類を作成し、代表企業が取りまとめて提出するものとする。

2 建設工事に関する調査書類と調査内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該価格で入札した理由【様式第2号】

当該入札価格で当該工事が安全で良質な施工が可能かを確認する。

- (2) 入札金額の積算内訳書【様式第3号】

ア 要求水準書等の要求事項を理解して見積もっているか、指定数量により積算しているか、指定工法により施工することとしているか等について確認する。

イ 資材単価、労務単価又は市場単価について、設計単価に比較して相当低いと認められる場合には、当該単価の設定理由について確認する。

ウ 下請業者を予定している場合には、その業者からの見積書の提出を求め、下請けに係る見積額が入札金額の積算内訳に反映されているかを確認する。仮に書類により確認できない場合には、下請業者からのヒアリングを実施するものとする。

エ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等諸経費の計上が適切かを確認する。

(3) 手持工事の状況（対象地域、対象工事）【様式第4号】

ア 対象工事現場付近における手持工事及び対象工事に関連する手持工事の状況から間接費の節減が可能かを確認する。

イ 配置予定技術者（監理技術者等）について、他の手持工事の状況との関連を確認する。

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫、資材置場との関連（地理的条件）【様式第5号】

資機材の運搬・管理等において、地理的条件から経費等の節減が可能か、また、緊急時の対応等安全管理に優位性があるかを確認する。

(5) 手持資材の状況【様式第6号】

手持資材を当該工事で活用している場合には、具体的な数量・活用方法等について確認する。

具体例・仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品を活用する。

- ・コンクリート用型枠等を活用する。
- ・安全管理資材を保有している。

(6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係【様式第7号】

当該工事で使用する資材について、低価格で調達できている場合、購入予定先の見積書等により確認する。

具体例・手形取引でなく現金決済による値引きが可能である。

- ・系列会社あるいは協力会社からの値引きが可能である。
- ・永年にわたり取引がある。

(7) 手持機械数の状況【様式第8号】

当該工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証明する資料等で確認する。

具体例・手持ちの建設重機械等の活用が可能で、損料計上が優位である。

- ・資産償却が終わっており損料が不要となる。
- ・系列会社からの取引又は永年にわたり取引がある。

(8) 労務者の具体的配置の見通し【様式第9号】

労務者の確保計画及び配置予定によって適切な施工が可能か、また、自社の者を従事させる場合には、雇用関係を確認する。

- (9) 建設副産物の搬出予定先【様式第10号】
建設副産物の搬出予定地や処理体制等が仕様書等に合っているか、また、適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する。
- (10) その他必要な事項の調査
当該工事の特殊性等により必要と認められる事項について確認する。
- 3 設計業務に関する調査書類と調査内容は、次の各号のとおりとする。
- (1) 当該価格で入札した理由【様式第11号】
当該入札価格で適正かつ良質な業務遂行が可能かを確認する。
- (2) 入札金額の積算内訳書【様式第12号】
- ア 要求水準書等の要求事項を理解して見積もっているか、指定数量により積算しているか等について確認する。
- イ 労務単価等について、設計単価に比較して相当低いと認められる場合には、当該単価の設定理由について確認する。
- ウ 下請業者を予定している場合には、その業者からの見積書の提出を求め、下請けに係る見積額が入札金額の積算内訳に反映されているかを確認する。仮に書類により確認できない場合には、下請業者からのヒアリングを実施するものとする。
- エ 諸経費の計上が適切かを確認する。
- (3) 当該契約の履行体制【様式第13号】
- ア 業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分であるか確認する。
- イ 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであることか確認する。
- (4) 配置予定技術者名簿【様式第14号】
配置予定技術者が、円滑な業務遂行に必要な資格を有しているか確認する。
- (5) 手持の建設コンサルタント業務等の状況【様式第15号】
配置予定技術者ごとの手持ち業務に照らして、円滑な業務遂行に支障がないか確認する。
- 4 前2項の調査を行っても、なお同項に規定する事項についての可否を判断することができない場合は、更に次の内容について調査を実施する。
- (1) 経営状況
最新の決算書、金融機関の預金残高及び資金借入状況等により確認する。
- (2) 信用状態
建設業法（昭和24年法律第100号）等関係法令の違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況について確認する。
- (3) 過去に履行した類似案件名及び発注者名並びにその案件の成績状況【様式第16号】
過去5年以内に施工した類似案件の1～2例について、施工体制台帳及び請負代金内訳書等の提出を求め内容を確認する。なお、本市における過去2年間に実績がある場合においても同様に確認する。

(4) その他必要な事項の調査

当該工事ごとに必要があればその都度定める。

(契約後の取扱い)

第5条 本調査を実施した後に契約を締結した案件については、調査資料等を監督職員及び検査職員に引き継ぐとともに、重点的な監督業務及び厳格な検査を実施するものとする。

附 則

このマニュアルは、令和3年6月1日から施行する。